

規制の事後評価書(要旨)

規制の名称	消費者安全調査委員会の設置
担当部局	消費者庁消費者安全課事故調査室 電話番号:03-3507-9127
評価実施時期	平成30年5月
事前評価時の想定との比較	
(社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響)	課題を取り巻く社会情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響について顕著なものは発現していない。
(ベースラインの検証)	消費者安全調査委員会が設置されなかった場合、国の機関でありながら独立性を保った組織によって、責任追及ではなく、科学的かつ客観的な消費者事故等に対する原因究明、再発・拡大防止策の検討が行われることがなかったと考えられる。したがって、そうした再発・拡大防止策が実行されず、同種・類似の消費者事故が発生していたおそれがある。こうしたベースラインの考え方については、事後評価時の現在においても変わりはない。
(必要性の検証)	消費者安全調査委員会は、これまでの調査において、任意で調査協力が得られていることから、消費者安全法第23条に規定する調査権限については行使していない。ただし、必要な協力が得られない場合には、当該調査権限を行使する必要がある。
費用及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	事故調査等において、事故等原因に関係があると認められる者からの物件提出に加え、報告聴取、立入検査、質問等の処分の実施に係る関係者の拘束時間、物件の保全、移動禁止並びに現場への立ち入り禁止をした場合に生じる機会費用が考えられるが、消費者安全法第23条に規定している調査権限は行使していないため、規制の遵守費用は生じていない。
(行政費用)	消費者安全法第23条に規定している調査権限は行使していないため、当該調査権限の行使にかかる行政費用は生じていない。ただし、消費者安全調査委員会による事故調査及び委員会運営の全体にかかる行政費用として、消費者安全調査委員会の委員会運営に関する経費及び事故調査を実施するための費用が生じている。
(副次的な影響及び波及的な影響)	消費者安全調査委員会の調査について、報道機関により大きく取り上げられ、意見先行政機関において各種対策等が行われることと相まって、事業者や消費者等の関係者の中で安全性の向上又は維持に関する意識が高まっているものと考えられ、同種・類似事故の再発防止に副次的な影響を与えているものと考えられる。一方、任意の調査協力について、機会費用が一定程度生じているものと考えられるが、引き続き任意協力が得られていることからしても、負の影響は大きくないと考えられる。
考察	当該規制の内容である消費者安全法第23条の規定に基づく調査権限の行使は行っていないため、当該規制にかかる直接的な遵守費用及び行政費用は生じていない。ただし、消費者安全調査委員会による事故調査及び委員会運営の全体にかかる行政費用は生じており、また副次的な影響及び波及的な影響として、任意の調査協力について、機会費用が一定程度生じているものと考えられる。これらは同種・類似の事故防止に必要な経費であり、便益は費用を上回ると考えられる。また、副次的な影響及び波及的な影響として、報道等で取り上げられることにより、消費者を始めとする関係者の安全に関する意識が高まっていると考えられる。当該規制については、任意の協力が得られない場合等においては、事故原因の究明、再発・拡大防止の知見を得るための事故調査を行うため、当該調査権限を行使する必要性が認められることから引き続き継続することとする。